

令和 5 年度 政府が講じた死因究明等に関する施策

（令和 6 年版死因究明等推進白書の概要）

厚生労働省 医政局 医事課
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和6年版「死因究明等推進白書」の全体像

死因究明等推進白書は、死因究明等推進基本法に基づき、国会に報告を行う法定白書。初版は令和4年。今回で3回目の作成となるもの（閣議決定及び国会報告）。

《参考》 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）
（年次報告）

第9条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。

白書の構成

第1章 死因究明等に係る人材の育成等

第2章 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

第3章 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

第4章 警察等における死因究明等の実施体制の充実

第5章 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

第6章 死因究明のための死体の科学調査の活用

第7章 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

第8章 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

第9章 情報の適切な管理

第1章 死因究明等に係る人材の育成等①

- 検案する医師の検案能力の向上を目的とした「死体検案研修会」、死亡時画像診断を行う医師等の読影能力等の向上を目的とした「死亡時画像診断研修会」をオンデマンド方式により実施。参加しやすくすることで、その修了者数は増加。

【死体検案研修会】

- 検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に、検案能力の向上を目的として講習会を開催し、検案体制の強化を図る。



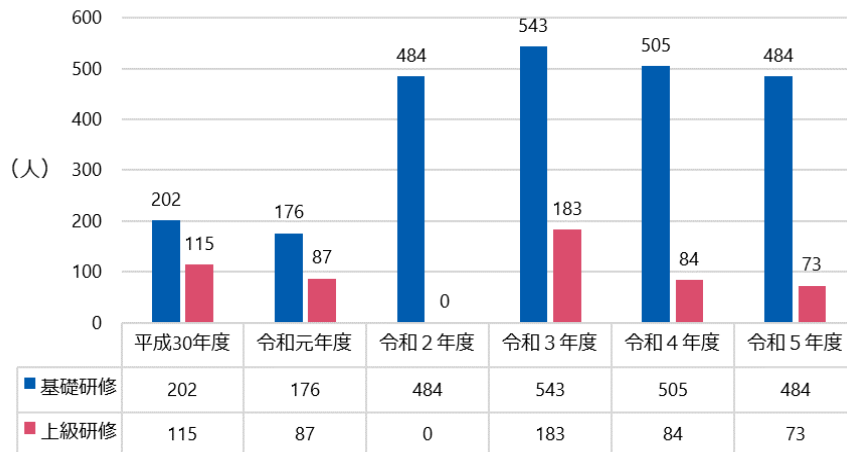
座学

- ・ 死体検案に関する法令
- ・ 死体検案書の書き方
- ・ 検案の実施方法 など

実習

監察医務機関や各大学法医学教室等において現場実習

死体検案研修会の修了者数の推移



令和5年度修了者は557人

【死亡時画像診断研修会】

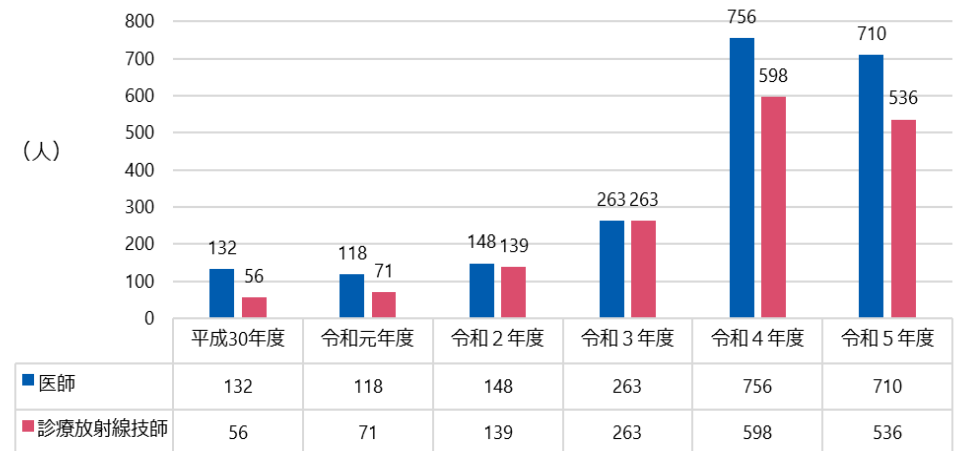
- CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。



- 令和2年度以降
新型コロナウイルス感染症対策のため、
オンデマンド方式の講義を導入

- 令和3年度～令和4年度
毎年度、受講者の募集人員を増加

死亡時画像診断研修会の修了者数の推移



令和5年度修了者は1,246人

第1章 死因究明等に係る人材の育成等②

- 警察及び海上保安庁において、死体取扱業務に関する多様な研修機会を設け、人材育成を推進。
- 都道府県医師会や都道府県歯科医師会と都道府県警察等による合同研修会等を開催し、連携を強化。



死体取扱業務に従事する警察官に対する研修

- 警察大学校等において、**検視官や検視官補助者を対象**とした研修を実施
- 都道府県警察学校等において、**一般の警察官等を対象**とした研修を実施
- 全国会議**を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、**好事例、効果的な取組等に関する情報の共有**



鑑識等に従事する海上保安官に対する研修の様子

- 16大学の法医学教室**に海上保安官を研修生等として派遣して研修を実施
- 海上保安学校等において、**鑑識・死体取扱業務に係る研修・検定**を実施
- 管区海上保安本部等に**法医学者等を招致して講義**を受講



警察と地域の歯科医師会の合同訓練

- 35都道府県警察**において、都道府県医師会との合同研修会等を開催
- 42都道府県警察**において、都道府県歯科医師会との合同研修会等を開催
- 6管区海上保安本部**において、都道府県医師会との合同研修会等を開催
- 9管区海上保安本部**において、都道府県歯科医師会との合同研修会等を開催

第2章 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- 文部科学省において、基礎研究医養成活性化プログラムにより、法医学等の分野における人材を養成するためのキャリアパスの構築までを見据えた体系的な教育を実施する大学に必要な経費を支援。

1. 基礎研究医養成活性化プログラム（平成29年度開始事業）における各大学の取組

大学 ※()内は連携大学	事業名称	養成人材 ※()内は受入人数	キャリアパスに関する主な計画
筑波大学 (自治医科大学, 獨協医科大学)	病理専門医資格を担保した基礎研究医育成	病理学・法医学 (15人)	・基礎医学系ポスト、病院講師ポスト等を確保
千葉大学 (群馬大学, 山梨大学)	病理・法医学教育イノベーションハブの構築	病理学・法医学 (13人)	・大学院、附属病院、法医学教育センターにおける特任助教ポスト等を確保
東京大学 (福島県立医科大学, 順天堂大学)	福島関東病理法医連携プログラム「つなぐ」	病理学 (13人)	・病理学講座、附属病院における助教ポスト等を確保
名古屋大学 (名古屋市立大学, 岐阜大学, 三重大学, 浜松医科大学, 愛知医科大学)	人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成	病理学・法医学 (50人)	・基礎医学領域、統合医薬学領域の特任助教ポスト等を確保
横浜国立大学 (琉球大学, 北里大学, 龍谷大学)	実践力と研究力を備えた法医学者育成事業	法医学 (3人)	・法医学関連領域のポスト等を確保

2. 基礎研究医養成活性化プログラム（令和3年度開始事業）における各大学の取組

大学 ※()内は連携大学	事業名称	養成人材 ※()内は受入人数	キャリアパスに関する主な計画
金沢大学 (秋田大学, 金沢医科大学)	医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成	大学院生、医師、歯科医師、看護師、警察職員、児童相談所職員、法医学研究者 (25人)	・特任助教ポストを2席確保するとともに、海外研究員ポストの確保に努める ・児童相談所等の地域法医ポストを2席確保
滋賀医科大学 (京都府立医科大学, 大阪医科薬科大学)	地域で活躍するForensic Generalist, Specialistの育成	大学院生、医師、歯科医師 (130人)	・連携校間での助教ポストを有効活用 ・拠点校において特任教員を複数確保

第3章 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備①

- 各地域における死因究明等の取組を推進するため、死因究明等推進基本法において、地方公共団体は、死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）を設けるよう努めることとされた。
- 厚生労働省においては、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを策定し、各都道府県に配布。
- 令和5年2月までに、全ての都道府県において地方協議会を設置。

死因究明等推進地方協議会運営マニュアル 概要

1.本マニュアルの使い方

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

2.地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

3.地方協議会を設置する際の具体的な手順

- ①事務局として担当者を決める
- ②死因究明等に関連する情報を収集する
- ③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
- ④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

4.地方協議会における取組事例

- ・東京都死因究明推進協議会 ・滋賀県死因究明等推進協議会
- ・大阪府死因調査等協議会 ・香川県死因究明等推進協議会
- ・鹿児島県死因究明等推進協議会

5.地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

- (1) 死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
- (2) 解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
- (3) 法医学等の人材の育成・確保

6.死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

7.地方協議会における現状分析・施策立案・評価検証の流れ

- (1) 現状分析・目標設定
- (2) 施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め
- (3) 施策の実施・状況報告
- (4) 評価検証・施策の改善

8.死因究明等の体制構築事例の紹介

- (1) 民間医療機関による死因究明体制の構築（茨城県筑波剖検センター）
- (2) 地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
- (3) 死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
- (4) 奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
- (5) 薬毒物検査の取組事例（福岡大学）

9.地方協議会等に関する情報公開について

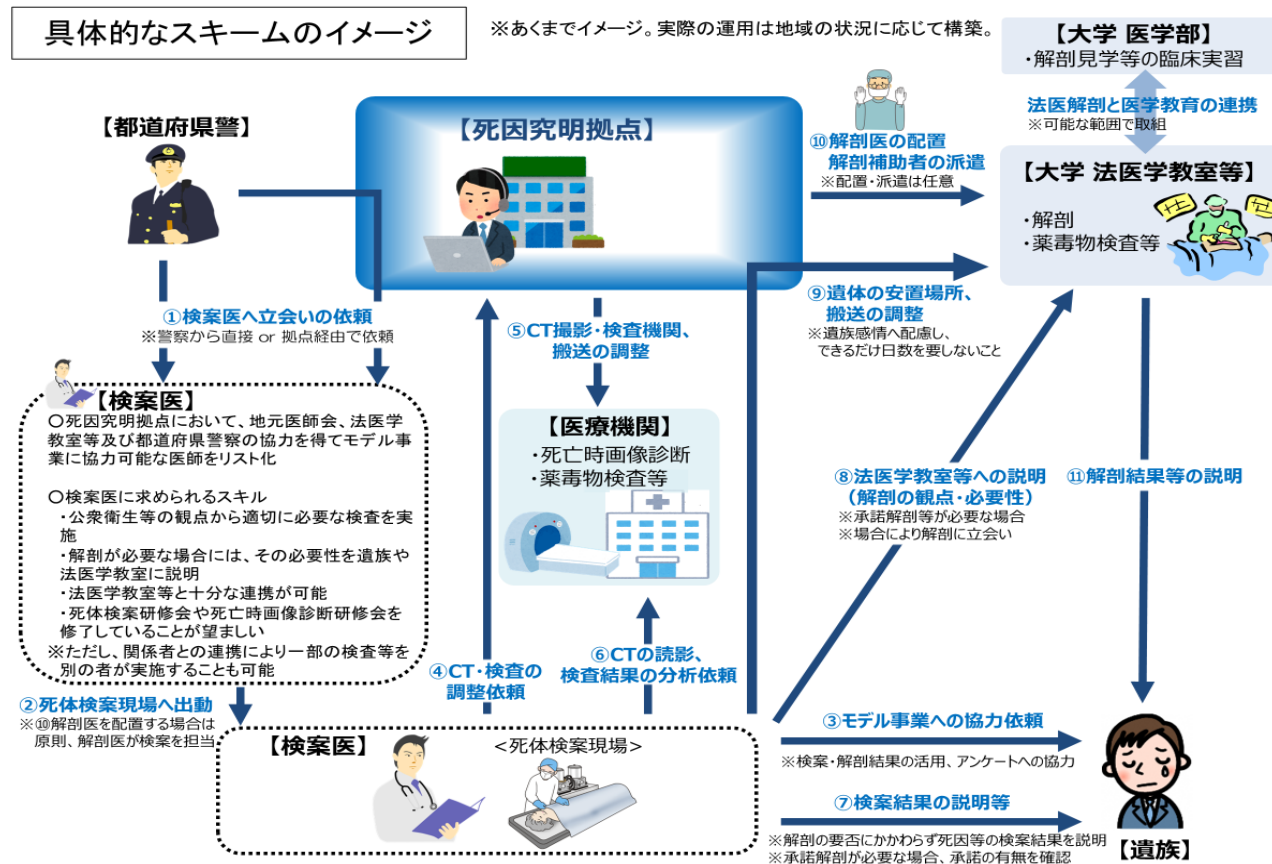
資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

10.支援制度など国の取組の紹介

第3章 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備②

- 公衆衛生の向上を目的とした死因究明の体制については、検査や解剖を行う体制が未確立の地域があるなど、その体制整備に課題がみられる。
- こうした課題を解決する観点から、死因究明等推進計画では、各地域において必要な死因究明が円滑に実施される体制が構築されるよう、国として必要な支援を行うこととされている。
- 令和6年度予算においても、死因究明拠点整備モデル事業を計上（検案・解剖拠点モデル事業分は78百万円のうち68百万円）。
- 令和5年度は、1都道府県・1大学で検案・解剖拠点モデル事業を実施。

死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）



第4章 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 警察において、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、現場の映像等をリアルタイムで検視官に送信する映像伝送装置の整備・活用を推進。
- 海上保安庁において、鑑識官の整備を推進するとともに死体取扱業務に必要な資器材等を整備。

映像を送信する警察署捜査員・確認する検視官

警察署捜査員（現場）



映像送信・報告

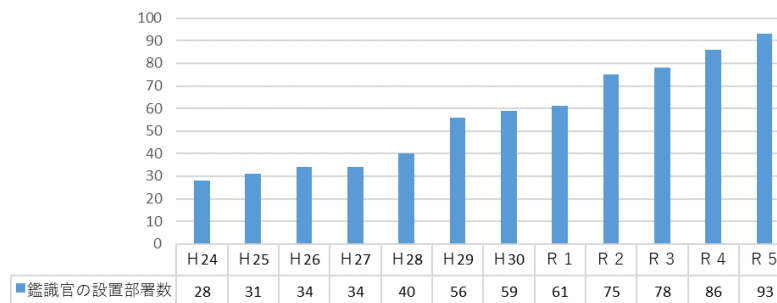
事件性の判断・指導



検視官（他の現場）

現場に臨場できない場合であっても、リアルタイムで状況を把握することが可能

鑑識官の設置部署数の推移（全148部署中）



検視室

- 海上保安部署 **7 部署** に鑑識官を増員配置
- 2 部署** に検視室又は遺体保存用冷蔵庫を整備

第5章 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

- 異状死死因究明支援事業により、解剖、死亡時画像診断等の実施に要する費用を支援。
- 死亡時画像診断システム等整備事業により、施設・設備の整備に要する費用を支援。

異状死死因究明支援事業

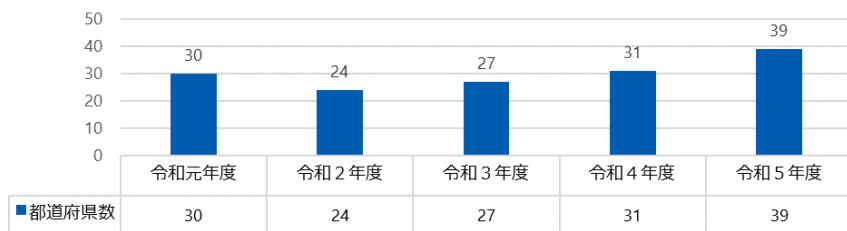
目的

- 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

事業内容

- 補助先：都道府県その他厚生労働大臣が認める者
 - 補助率：1/2
 - ① 法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施
 - ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
 - ③ 感染症の検査、薬物検査等の実施
 - ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費（旅費、謝金、会議費等）の財政的支援
- ※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき実施するものを除く。

本事業の補助金を活用した都道府県数の推移



※令和5年度は交付決定した都道府県数

死亡時画像診断システム等整備事業

目的

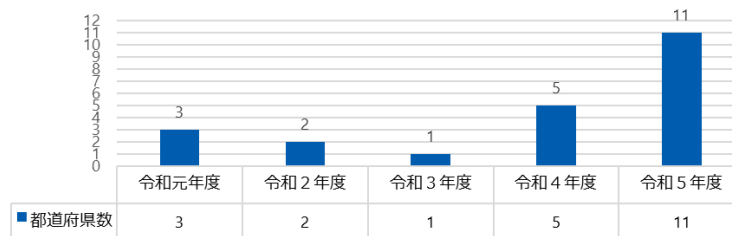
- 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する都道府県等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ること。

事業内容

- 補助先：都道府県等
- 補助率：1/2
- ① 施設整備
死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室）の支援
- ② 設備整備
死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断の実施に必要な設備購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）の支援



本事業の補助金を活用した都道府県数の推移

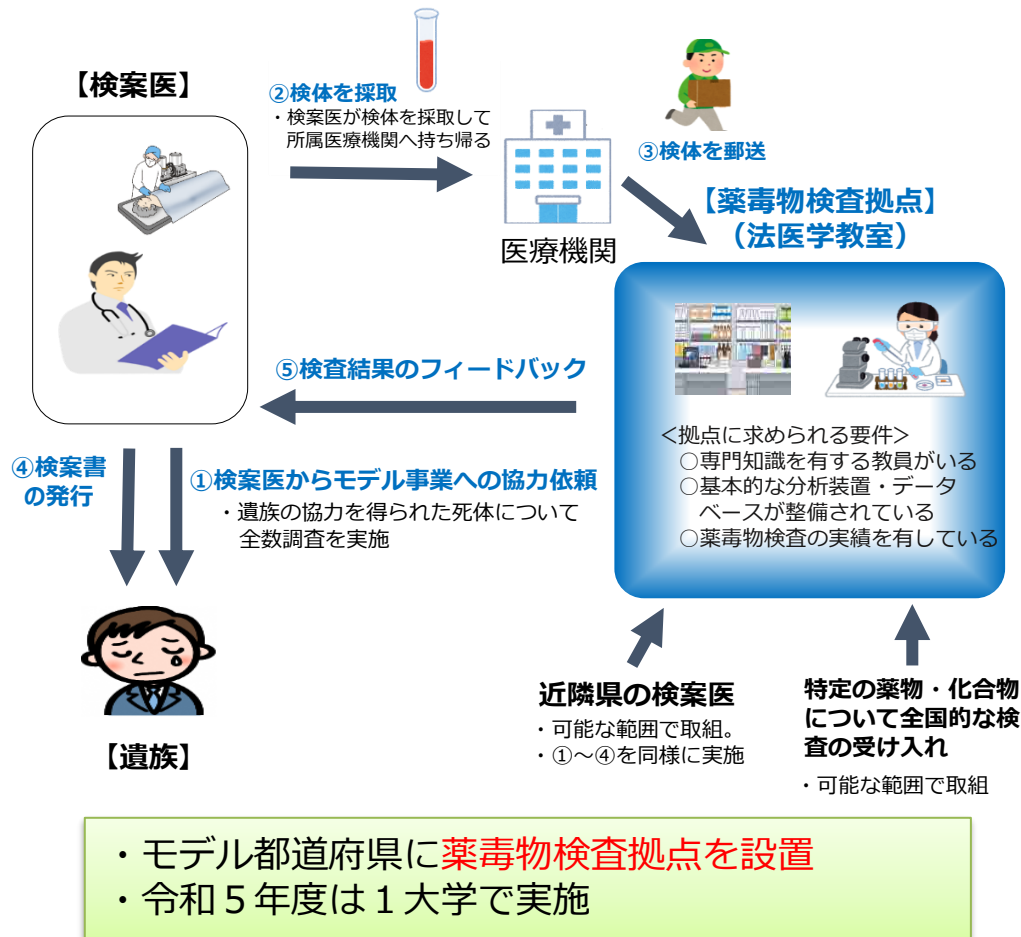


※令和5年度は交付決定した都道府県数

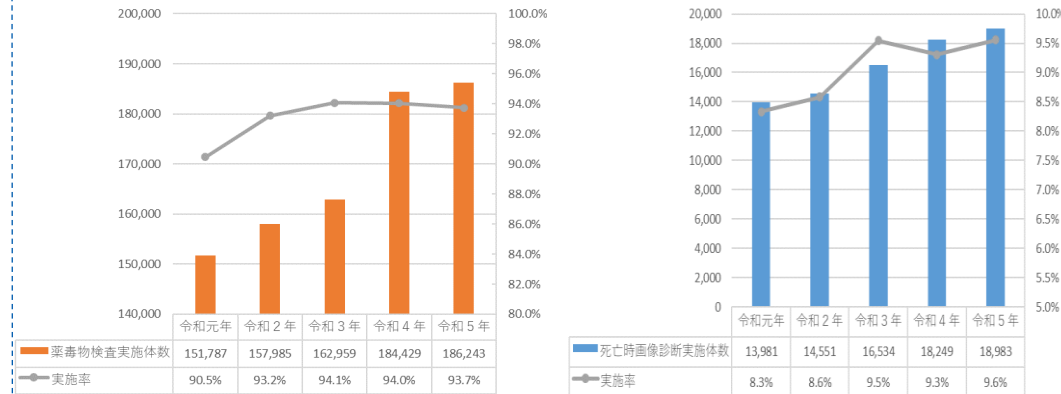
第6章 死因究明のための死体の科学調査の活用

- 死因究明拠点整備モデル事業により、薬毒物検査拠点モデル事業の経費を、令和6年度予算でも計上（薬毒物検査拠点モデル事業分は78百万円のうち10百万円）。
- 警察及び海上保安庁において必要な検査を確実に実施。

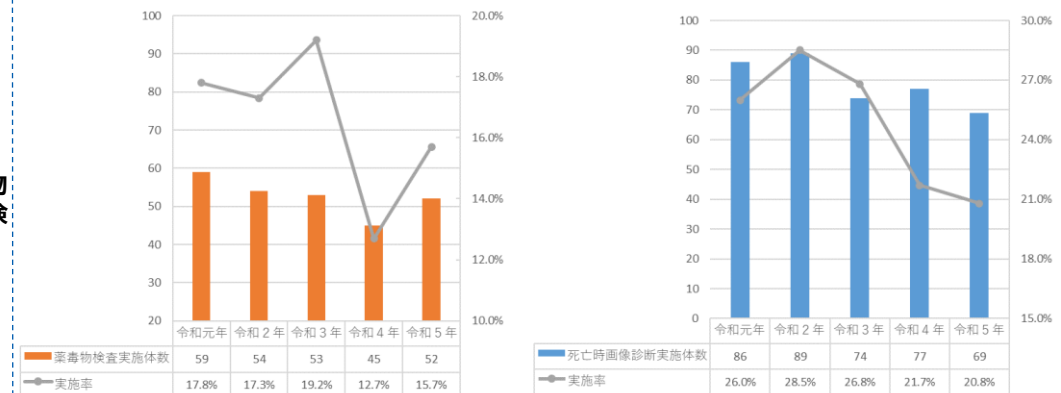
死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）



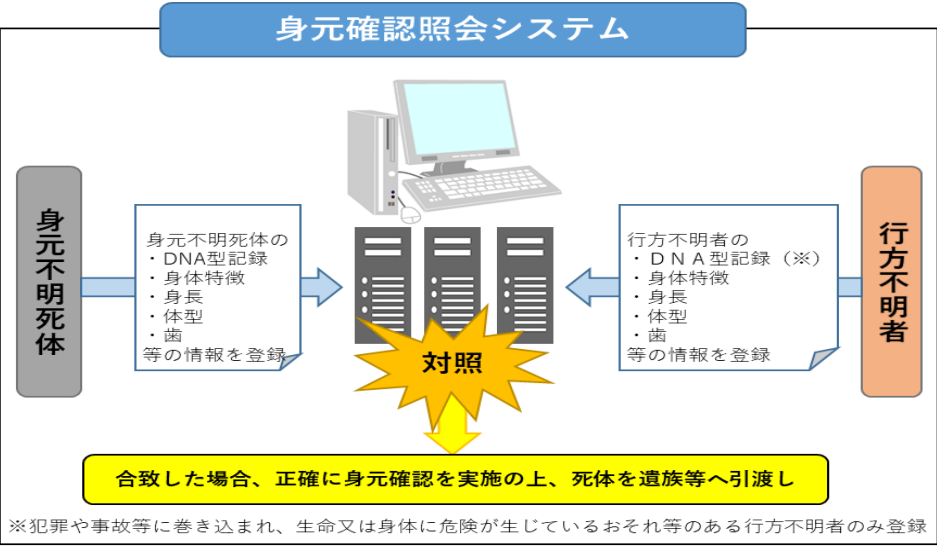
警察における薬毒物検査・死亡時画像診断の実施体数等の推移



海上保安庁における薬毒物検査・死亡時画像診断の実施体数等の推移



- 警察において、「身元確認照会システム」を適正かつ効果的に運用。



警察における身元不明死体の身元確認件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身元確認件数	175	205	191	155	145

警察における身元不明死体票作成数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身元不明死体票作成数	651	661	518	510	543

- こども家庭庁において、予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的として、予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業を推進。

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

令和6年度予算：1.2億円（1.1億円）
【令和2年度創設】

目的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 成育基本法や、死因究明等推進基本法を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

(1) 推進会議
医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

(2) 情報の収集・管理等
こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

(3) 多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）
死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果票）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国 10 / 10
- ◆ 補助単価：年額 12,647,020円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：10自治体（北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県）
- ※ 令和5年度変更交付決定ベース

予防のためのこどもの死亡検証（CDR）の推進に当たっては、CDR そのものについての国民の理解が重要であることから、令和4年度には、新たに広報啓発事業として、取組等を紹介するシンポジウムを開催するとともに、こどもの命を守るための予防策の一覧や動画を掲載。
※ CDR：Child Death Review